

令和元年10月4日

天理市長 並 河 健 様

天理市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 川 崎 祥 記

公文書開示請求に対する決定に係る審査請求について（答申）

令和元年7月24日付け天審第1号で諮問のあった下記の事件について、別紙  
のとおり答申します。

記

公文書開示請求に対する決定に係る審査請求についての諮問事件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

天理市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された資料及び口頭意見陳述から総合的に判断した結果、審査会の結論は以下のとおりである。

天理市長が令和元年6月17日付け天社第503号「公文書一部開示決定通知書」で、事業所名及び事業所からの回答内容を不開示とした決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和元年6月3日、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、天理市長（以下「実施機関」という。）に対し、条例第9条の規定により、「地域生活支援拠点等の整備に関する文書」の開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和元年6月17日、実施機関は、以下の内容で公文書の一部開示決定を行った。

##### (1) 開示しない部分

別紙調査票（回答部分、事業所名、担当者名及び電話番号）

##### (2) 開示しない理由

条例第6条第3号及び第7号に該当

- ・ 法人、その他の団体に関する情報であって、事業運営上の正当な利益が損なわれると認められるため。また、市が行う入札の事務事業に関する情報であって、開示することにより特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずる恐れがあるため。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和元年7月12日、上記一部開示決定の処分を不服と

して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定に基づき、実施機関に対し、本件処分を取り消し、公開決定を求める審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和元年7月24日、実施機関は、条例第14条第1項の規定に基づき、審査会に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨及び意見

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求は、本件処分を取り消し、公開決定を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由等

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由等は、おおむね次のとおりである。

(1) 天理市第3次障害者福祉基本計画では、天理市は障害福祉施策を推進していく上で市民、事業者、行政が一体となって取り組む必要があると強調しており、そのためには施策の作成段階からの情報提供が不可欠であり、情報の共有は障害福祉施策を推進するための前提条件であり、本件の一部開示はこれに反する。

(2) 弁明書は、本件調査は公開することを前提としていないため、これを開示することにより、市と事業者との信頼関係に影響があるとするが、本件調査に対する回答は公文書であり情報公開の対象となることは明らかであるので、処分庁は調査依頼時に回答書が情報公開の対象となることを明記する必要があると考えた。また、条例第11条により調査対象事業者に公開の是非を事前に問い合わせれば問題はなく、これを怠ってなされた処分庁の決定は不当である。

(3) 弁明書は、「可能性」、「おそれがある」、「思われる」、「不明である」という単語を使用し、非開示のすべての根拠としているが、『天理市情報公開事務の手引き』では、条例第6条各号の開示をしないことができる公文書の運用については「不開示事項に該当するかど

うかを判断する場合には、主観的又は恣意的に判断することがあってはならず、公文書の開示制度の趣旨及び目的を尊重し、客観的かつ合理的に行わなければならない。」とされており可能性等だけで非開示を判断している処分庁の決定は不当である。

- (4) 処分庁は一部開示決定の根拠を条例第6条第3号に求めているが、天理市のホームページでは社会福祉法人の財務・事業内容が、各事業者等のパンフレット等では事業内容が公表されており、また緊急時の受け入れ対応についても常識的に秘密にする内容ではなく、条例第6条第3号に該当しない。よって、処分庁の決定は不当である。
- (5) 処分庁は一部開示決定の根拠を条例第6条第7号に求めているが、『天理市情報公開事務の手引き』では、入札情報とは「入札予定価格等」をいうとされており、「別紙調査票」には入札予定価格等に直接関連する内容は含まれておらず、条例第6条第7号に該当しない。よって、処分庁の決定は不当である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭意見陳述において主張する本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件調査は、地域生活支援拠点の整備について、「面的整備型か、多機能拠点整備型か」や「東和圏域での整備か、自治体単独なのか」等について何ら方針決定がない中で実施した「社会資源」整理のための基礎調査であり、本件調査は公開することを前提としていないことから、事業者からの回答書（以下「回答書」という。）を公開することにより、当該事業所等の事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められる。
- (2) 整備事業については、今後も情報提供等を事業所等に求めていく必要があり、回答書の内容を公開することで当該事業所等の事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれる結果となり、市と事業所等の信頼関係又は協力関係が損なわれた場合には、整備事業の

公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずる恐れがある。

- (3) 上記(1)のとおり、地域生活支援拠点の整備方針については現在正式に意思決定されておらず、整備事業者の選定方法も検討段階ではあるが、地域生活支援拠点に係る整備事業を行う際には、これを事業者に委託し実施する必要があると考えられることから、回答書の内容は当市が行う入札等に関する情報となり得ると考えられるため、現段階では開示できない。

## 第5 審査会の判断

審査会における審議は、開示請求又は訂正等の請求に対する実施機関の判断の適法性又は不当性について行われるものであり、審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### (1) 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、市民の公文書の開示を請求する権利を明らかにすることによって、市政に関する市民の知る権利の具現化を図るとともに、市民参加のより公正で開かれた市政を実現し、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に資することを目的として制定されたものである。

さらに、条例の解釈・運用に当たっては、その第3条に明記されているように、市民の公文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。しかし、この公文書開示請求権も、絶対的で無制限な権利ではなく、条例第6条の規定が置かれていることから明らかなように、この権利と請求された公文書に情報が記載されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要がある。したがって、公文書を開示するかどうかの判断は、あくまでも、請求された公文書に記録されている情報が、条例第6条各号に規定された不開示事項に該当するかどうかによって決せられるべきものである。よって、審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が、条例第6条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体

的に判断することとする。

(2) 条例第6条第3号の該当性について

条例第6条第3号の趣旨は、法人等の事業活動の自由を保障するため、事業活動に関する情報で、開示することにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められる情報が記録された公文書は開示しないことを定めたものである。

今回実施機関が実施した調査は、地域生活支援拠点の整備にかかる方針が天理市はもちろん東和圏域においても何ら決定がなされていない段階においてなされた「社会資源」に関する基礎的な調査であって、回答者としても明確な方針が不明な中で回答することになり、回答書の内容が公表に耐え得るか否かについても十分な精査はなされていないと考えるべきである。

また、調査内容についても、地域生活支援拠点となり得る能力を有するかについてのものであり、事業者により十分な精査がなされていない回答書が公開されることによって、「事業者の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれる」可能性は否定できない。

よって、実施機関が条例第6条第3号に該当するとして行った一部開示決定は妥当である。

なお、この点について審査請求人は、条例第11条により回答書を提出した事業者に問い合わせを行えばよいと主張するが、市から何ら方針が示されない中での調査への対処について、個々の事業者において比重の軽重があることが考えられ、問い合わせをすることによりかえって收拾がつかなくなることが容易に想像されることから、今回実施機関が条例第11条による問い合わせを行わなかったことについても妥当であると判断する。

(3) 条例第6条第7号の該当性について

本件の回答書は事業者による精査がなされておらず、このような回答書が開示されることにより「事業者の競争上又は事業運営上の地位、社

会的信用その他正当な利益が損なわれる」可能性があることは前述(2)のとおりであり、これを知りながら実施機関が公開に踏み切れば、本市と事業者との信頼関係又は協力関係が損なわれ、今後整備事業につき種々の情報提供その他の協力を得る必要がある中で、当該事業の実施に著しい支障が生じるおそれが十分に認められる。

よって、実施機関が条例第6条第7号に該当するとして行った一部開示決定は妥当である。

なお、条例第6条第7号の該当性について、審査請求人及び実施機関は、「入札情報」であるか否かについて論点としているが、本件調査は、市及び東和圏域においても何ら方針が決定されていない段階における基礎調査として実施されたものであり、「入札情報」にも未だなり得ない事業の初期段階の調査であり、これに対する回答書は、条例第6条第6号が規定する「意思形成過程情報」そのものであると解されることから、いずれにしても本件に関する実施機関の決定は妥当である。

## 第6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関においては、市の方針が決定し整備事業者が選定されるに至った場合など意思形成過程を経過したと認められる場合には、回答書の相当部分を開示することが可能となることもあり得ることを本審査会の意見として付言する。

(別紙)

天理市情報公開・個人情報保護審査会審査経過

年 月 日	審 査 経 過
令和元年 7月24日	・実施機関（審査庁）から諮問を受けた。 ・実施機関（審査庁）から弁明書の写しの提出を受けた。
令和元年 8月14日	・審査請求人から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。
令和元年 8月15日	・実施機関（処分庁）から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。
令和元年 8月16日	・審査請求人から実施機関（処分庁）の弁明書に対する意見書の提出を受けた。
令和元年 9月27日	・事案の審議を行った。



天理市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属	備 考
あおき けいこ 青木 慶子	オフィス・アオキ代表	
あさかわ ちひろ 浅川 千尋	天理大学教授	※欠席
かわさき よしのり 川崎 祥記	弁護士	会長
なかじま たかし 中嶋 崇	アクト経営会計事務所 所長	
にしやま ひろし 西山 博志	奈良テレビ放送株式会社 ゼネラル・プロデューサー	※欠席